

令和3年第3回高浜市議会臨時会会議録

令和3年第3回高浜市議会臨時会は、令和3年5月20日
午前10時高浜市議場に招集された。

議事日程

- | | |
|-------|------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 同意第5号 監査委員の選任について |
| 日程第4 | 議案第32号 令和3年度高浜市一般会計補正予算（第2回） |
| 日程第5 | 議案第33号 高浜市議会会議規則の一部改正について |
| 日程第6 | 報告第5号 専決処分の報告について |
| 日程第7 | 常任委員会委員の選任について |
| 日程第8 | 議会運営委員会委員の選任について |
| 日程第9 | 議会改革特別委員会委員の選任について |
| 日程第10 | 衣浦衛生組合議会議員の選挙について |
| 日程第11 | 衣浦東部広域連合議会議員の選挙について |
| 日程第12 | 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出事件について |

（追加日程）

議長の辞職の件について

議長の選挙について

副議長の選挙について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

- | | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 荒川義孝 | 2番 | 神谷直子 |
| 3番 | 杉浦康憲 | 4番 | 神谷利盛 |
| 5番 | 岡田公作 | 6番 | 柴田耕一 |
| 7番 | 長谷川広昌 | 8番 | 黒川美克 |
| 9番 | 柳沢英希 | 10番 | 杉浦辰夫 |
| 11番 | 北川広人 | 12番 | 鈴木勝彦 |
| 13番 | 今原ゆかり | 14番 | 小嶋克文 |
| 15番 | 内藤とし子 | 16番 | 倉田利奈 |

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長	吉 岡 初 浩
副 市 長	神 谷 坂 敏
教 育 長	岡 本 竜 生
企 画 部 長	深 谷 直 弘
総合政策グループリーダー	榊 原 雅 彦
行政グループリーダー	板 倉 宏 幸
行政グループ主幹	久 世 直 子
財務グループリーダー	清 水 健
市 民 部 長	磯 村 和 志
経済環境グループリーダー	東 條 光 穂
福 祉 部 長	加 藤 一 志
介護障がいグループリーダー	野 口 恒 夫
健康推進グループリーダー	内 藤 克 己
こども未来部長	木 村 忠 好
こども育成グループリーダー	磯 村 順 司
都 市 政 策 部 長	杉 浦 義 人
土木グループリーダー	清 水 洋 己
監査委員事務局長	亀 井 勝 彦

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	竹 内 正 夫
副 主 幹	神 谷 直 子
主 査	杉 浦 幸 宏

議事の経過

○議長（杉浦辰夫） 皆さん、おはようございます。

令和3年第3回高浜市議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、公私御多忙のところ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。慎重審議の上、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

午前10時00分開会

○議長（杉浦辰夫） ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和3年第3回高浜市議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

令和3年第3回高浜市議会臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、臨時会の招集をさせていただきましたところ、議員各位には大変お忙しい中を全員の方に御参集をいただきまして誠にありがとうございます。日頃より市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼を申し上げます。

さて、現在愛知県には新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が発出をされております。市民の皆様には愛知県緊急事態措置を踏まえ、不要不急の行動の自粛、基本的な感染防止対策の徹底などに御理解と御協力をお願いを申し上げます。

感染症克服に大きな期待が寄せられているワクチン接種でございますが、まず65歳以上の方への優先接種の申込みが真ただ中であります。医療機関の方々の大変な御協力の下で多くの方の予約が進んでおるところでございます。市内診療所、高浜豊田病院、いきいき広場等で今後予約が進んでおる中で接種等が進められていくところでございます。

続きまして、本日の案件でございますが、議会常任委員会の委員の選任をはじめ議会の意思決定にかかわります案件のほか、私どものほうからは同意1件、新型コロナウイルス感染症のための補正予算1件のほか、報告1件を提案をさせていただくものでございます。詳細につきましては、私及び副市長より御説明をさせていただきますので、慎重に御審議の上、御同意、御可決、あるいはお聞き取りを賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

午前10時3分開議

○議長（杉浦辰夫） これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（杉浦辰夫） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により議長より御指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、7番、長谷川広昌議員、8番、黒川美克議員を指名いたします。

○議長（杉浦辰夫） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、北川広人議員。

11番、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日招集されました令和3年第3回高浜市議会臨時会の運営につきましては、去る4月23日及び5月13日にいずれも委員全員出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。

会期は本日1日間とし、当局より提示されました案件について検討いたしました結果、同意第5号及び議案第32号の取扱いにつきましては、本日議案上程、説明、全体による質疑後、委員会付託を省略し、討論、採決の順序で行います。

次に、議員提案いたします議案第33号 高浜市議会会議規則の一部改正についての取扱いについて検討いたしました結果、本日議案上程、説明、全体による質疑後、委員会付託を省略し、討論、採決の順に行った後、当局より報告第5号について報告を行います。その後常任委員会委員、議会運営委員会委員、議会改革特別委員会委員の選任及び衣浦衛生組合議会議員、衣浦東部広域連合議会議員の選挙についてそれぞれ議長より指名するとともに、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出事件について議決することと決定いたしました。

本臨時会が円滑に進行できますよう格段の御協力をお願い申し上げ、報告とさせていただきます。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日1日間といたしたいと思いますが、こ

れに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

○議長（杉浦辰夫） 日程第3 同意第5号 監査委員の選任についてを議題といたします。
地方自治法第117条の規定により神谷利盛議員の退席を求めます。

〔4番 神谷利盛 除斥〕

○議長（杉浦辰夫） 提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（吉岡初浩） それでは、同意第5号 監査委員の選任につきまして、提案理由を申し上げます。

本件は、議員選出監査委員として御尽力をいただいております小嶋克文氏より5月12日付で5月20日をもって監査委員の職を辞したい旨の辞職願が提出をされましたので、これを受理することとし、承認をさせていただきました。

したがいまして、議員選出の監査委員に欠員が生じたため、この後任者として神谷利盛氏を選任いたしたく本案を提案させていただくものでございます。

御承知のように神谷利盛氏は、人格識見に優れ、監査委員として適任の方と確信をいたしております。何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） これより質疑に入ります。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今、市長のほうから神谷利盛議員が人格識見に優れと言われましたが、どのように神谷利盛議員が人格識見に優れているのか、具体的に教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 市長。

○市長（吉岡初浩） 個人の人格識見について具体的にというお話でございますが、当然市会議員としてここにおいでの皆様方は多くの市民の方の負託を受けて人格識見に優れておると判断の下、議会議員さんになっておいでになるというふうに思います。そういったこと、またそれぞれここにおいでになる皆様方は、社会の中で例えばいずれかの会社に所属をされたこともあり、またその会社の中でも人望を集めておってそれなりに最後まで一企業の従業員として全うされた方、そういった方々ばかりであるというふうに思いますので、そういった方が議員としてここにおいでになり、お役職をやっていただくのは十分な方だと私は考えております。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

[発言する者なし]

○議長（杉浦辰夫） ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

16番、倉田利奈議員。

[16番 倉田利奈 登壇]

○16番（倉田利奈） 同意第5号 監査委員の選任について、反対の立場で討論いたします。

監査委員は、会計監査だけではなく、事務監査も法律に基づいて適切に行わなければなりません。しかし、この間支出負担行為なく支出が行われていたり、支出印がなくいつ支出が行われたのか分からない支出命令書があったり、起案日の記入のない起案書があったりと不備だらけの文書が高浜市ではまかり通っています。このような行為に対し厳しく指摘し、法律に基づいた手続きができる方を監査委員として選任しなければなりません。

今回提案された神谷利盛議員はどうでしょうか。さきの3月議会において私に対する問責決議案が出され、賛成多数により可決されました。神谷利盛議員も賛成を表明しております。この問責決議文の中には、高浜市議会3月定例会第3日目には違法な懲罰動議を提出したと書かれております。違法というのは法律や条例、または規則に違反する行為をしたということです。私が出した懲罰動議は、各派会議や全員協議会において私に対し名誉棄損や誹謗中傷に当たる発言をした議員に対し、地方自治法第133条により処分を求めた動議です。それに対し、議長が地方自治法第133条に該当しないと判断したにすぎず、法律を犯すような行為ではありません。そのため後日この問責決議に賛成した議員に対し私がどの法律に違反したのかについて質問書を出しましたが、どなたからも回答がありませんでした。もちろん神谷利盛議員からもありませんでした。

監査委員で一番求められることは、自分の物差し、いわゆる主観によって行うのではなく、法律に基づいて判断を行うことができることです。・・・・・・・・・・・・・・・・が監査委員になることに非常に疑問を感じることから、今回の同意には賛成できません。

以上です。

[16番 倉田利奈 降壇]

[「議長、休憩」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦辰夫） 暫時休憩いたします。

午前10時13分休憩

午前10時26分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、北川広人議員。

○11番（北川広人） 16番議員の行われた反対討論でございますけれども、中身に2つばかりのことを少し言わせていただきますが、1つは御自身が受けられた問責決議に対してのこと、これは今回のこの議案には関係がないというところ、それから御本人が出された懲罰動議の件に関しましては、これは確実に違法な行為であります。それについても言っていることのこの2つの部分、それからさらには神谷利盛議員の人格を傷つけるような文言もあったかというふうに感じられます。そういったところ全て含めて発言の取り消しを求める動議を出したいと思いません。

○議長（杉浦辰夫） ただいま11番、北川広人議員より本会議における倉田議員の発言について、発言の取り消しの動議が出されました。

暫時休憩いたします。

午前10時28分休憩

午前10時47分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、北川広人議員、動議の内容について説明があればお願いいたします。

11番、北川広人議員。

○11番（北川広人） 先ほどの16番議員の反対討論の中でさきの3月議会において、私に対する問責決議案が出されたと、それに神谷利盛議員も賛成をしたというようなところがありましたけれども、この問責決議案のことに関しましては、今回の議案には何ら関係するものでもないということでありまして、16番議員が言われた当時の問責決議の中にあった違法というのはどういう意味かという、地方自治法第133条においては、本会議、あるいは委員会においての誹謗中傷、それから名誉棄損となる発言があった場合ということがうたってございます。全員協議会や各派会議においてはその対象になっていない、だから違法であるということをやうたってあったわけがありました。それに関してはどうでもいいですけども、それは関係がない、議案に関係のないところをわざわざ持ってきておるといふところ、それから監査委員で一番求められることは、自分の物差し、いわゆる主観によって行うのではなく、法律に基づいて判断を行うことができることと、・・・・・・・・・・が監査委員になることに非常に疑問を感じるということからという文面がありますけれども、これに関しては神谷利盛議員の人格を非常に傷つけるものであるという判断をして取り消しを求めるものであります。

○議長（杉浦辰夫） ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時50分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に北川議員より本会議における倉田議員の発言においてその一部の取り消しを求めるとの動議が出されました。

お諮りいたします。

本動議に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、本動議は成立いたしました。

本会議における倉田議員の討論の一部で発言の取り消しすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今、北川議員の発言に対して私は違法な動議、違法な動議というのはどの法律に違法しているのかということを示してほしいということを神谷利盛議員に言っています。それに対してなかったということなので、違法な動議ということがどういうことかが御理解されていないのかなということで私は今回の件を理由に反対の意見を申し上げたまでです。ですから、私がこのような理由によって自分の考えでもって反対しますという意見を申し上げたまでです。なぜこのような発言が取り消しになるのか理解できません。

○議長（杉浦辰夫） ほかに御異議ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） ほかに御異議もないようですので、採決をとります。

本動議、北川議員より出されました倉田議員の発言における一部を取り消すことに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。賛成多数により倉田議員の発言の一部を取り消すことに決定いたしました。

続きまして、会議を続けます。

反対討論が終わりましたので、賛成討論を求めます。

2番、神谷直子議員。

〔2番 神谷直子 登壇〕

○2番（神谷直子） それでは、同意第5号について市政クラブとして賛成討論を行います。

今先ほどありました反対討論にあった問責決議の中で、違法な懲罰動議をしたとあったが、あは違法でありました。法に照らすと2点違法であったと考えております。

あと16番議員の質問に答えなかったのは、彼女の対応に問題があると考えています。私は、同

期として利盛議員のことを同僚として6年接してきておりますが、人としても大変すばらしく尊敬のできる人物であります。彼自身は長年大手企業で勤めており、見聞も広く、法律にも詳しく、数字にも詳しい人物です。

今の反対討論については、神谷利盛議員に対する侮辱に当たり大変遺憾と思っております。

以上、賛成討論とさせていただきます。

〔2番 神谷直子 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

賛成討論を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第5号 監査委員の選任について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、同意第5号は原案に同意することに決定いたしました。

〔4番 神谷利盛 除斥解除〕

○議長（杉浦辰夫） ここで監査委員に選任されました神谷利盛議員より御挨拶があります。

4番、神谷利盛議員。

〔4番 神谷利盛 登壇〕

○4番（神谷利盛） 皆さん、おはようございます。

お許しを得ましたので、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま監査委員の選任につきまして議員多数の御同意を賜り、まことに身に余る光栄であります。もとより微力ではありますけれども、選任された以上、地方自治における監査の職務を深く認識し、厳正にしてかつ公正にこの職務に尽力を尽くしたいと思います。

自分自身は皆さんが御期待されるような100%に近い人格であるとは思っておりませんが、現役時代に培った財務、経理知識、RAの知識、法律の知識等を十分活用し、しっかりと監査委員としての務めを果たしたいと思っております。それでも不足があるかもしれませんが、何とぞ皆様の御指導、御鞭撻をお願いいたしまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく1年間よろしく願いいたします。

〔4番 神谷利盛 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 暫時休憩いたします。

再開は11時10分。

午前10時58分休憩

午前11時8分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 議案第32号 令和3年度高浜市一般会計補正予算（第2回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（神谷坂敏） それでは、議案第32号 令和3年度一般会計補正予算（第2回）につきまして、提案理由を申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,373万5,000円を追加し、補正後の予算総額を160億6,978万7,000円といたすものであります。

18ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

14款2項1目総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に対する特定財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上するほか、多文化共生コミュニティセンターの整備、運営に対する補助金として、外国人受入環境整備交付金を計上いたすものであります。

3目衛生費国庫補助金は、超低温冷凍庫等管理業務委託の実施に伴い、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を増額いたすものであります。

18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として増額いたすものであります。

20款4項4目雑入の自治総合センターコミュニティ助成金は、まちづくり協議会の活動に必要な備品の購入に対する助成金を計上いたすものであります。

20ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

2款1項2目文書管理費は、中央公民館の公金支出差止め請求、不当利得返還の2事件について、第1審控訴審の市勝訴の判決が確定したことにより、訴訟事務を委任した弁護士への訴訟等業務委託料215万6,000円を計上いたすものであります。

2款1項3目市民活動支援費は、高取まちづくり協議会が行う草刈機の購入費を助成するためのコミュニティ助成事業補助金150万円を計上いたすものであります。

2款1項12目企画費は、多文化共生コミュニティセンターの整備運営費等を計上いたすもので

あります。主な内容は、委託料として多文化共生コミュニティセンター運營業務委託料473万2,000円、多文化共生ウェブページ作成業務委託料20万円などを計上いたすものであります。

3款1項7目介護保険推進費は、市内にある高齢者の入所施設13か所及び障がい者の入所施設を運営する3法人に対し、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として1施設当たり20万円を交付する新型コロナウイルス感染症対策支援交付金を計上いたすものであります。

3款2項2目保育サービス費並びに3目家庭支援費は、市内の民間保育所、民間認定こども園並びに民間運営の児童センターに対し、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として1施設当たり20万円を交付する新型コロナウイルス感染防止対策費補助金をそれぞれ計上いたすものであります。

22ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費は、超低温冷凍庫等の設置及びワクチンの管理、分配業務を高浜豊田病院に委託するため、超低温冷凍庫等管理業務委託料として80万円を計上するほか、ワクチン接種を行う市内医療機関への交付金として、感染予防対策支援交付金1,260万円を計上いたすものであります。

7款1項2目商工業振興費は、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、二酸化炭素濃度測定器を希望する市内飲食業者に配布するもので、消耗品費等で327万5,000円を計上いたすものであります。

説明は以上のとおりでございます。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） これより質疑に入ります。

4番、神谷利盛議員。

○4番（神谷利盛） では、質問させていただきます。

補正予算書の21ページ、主要新規事業の4ページになります。

新型コロナウイルス感染症対策支援交付金について質問させていただきます。

2点あります。

初めに、今回の事業に至った経緯について説明をお願いします。

また、2つ目として、支給する施設に対してある基準があるのであればその基準について説明をお願いします。

○議長（杉浦辰夫） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） まず事業に至った経緯でございますが、高齢者及び障がい者が入所する社会福祉施設では、通いの施設と異なりまして、高齢者、障がい者24時間の生活の場であることから、施設内の感染症対策をより一層支援するため、社会福祉施設を運営する事業者に対し、感染症対策支援交付金を交付するものでございます。

次に、支給する施設の基準でございますが、通所施設では受入れを中断することでリスクを回避することができますが、施設入所を停止することはできません。施設内での感染予防、サービスを提供する職員の健康管理など予防に重点を置くことが必要であるということから、市内にある入所施設を交付対象といたしたところでございます。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） 主要新規の6ページ、予算書の22ページ、23ページ、4款1項1目の保健衛生総務費、超低温冷凍庫管理業務委託についてお聞きしたいと思います。

超低温冷凍庫ということで、ファイザー社製ワクチン用の冷凍庫について管理委託をお願いするという事だと思っておりますけれども、併せて管理内容について具体的に教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 健康推進グループ。

○健康推進G（内藤克己） ファイザー社製ワクチンは、超低温冷凍庫を設置する施設で管理することとなっております、高浜市ではいきいき広場と高浜豊田病院の2か所となります。いきいき広場には1万回分、高浜豊田病院には2倍の2万回分のワクチンを保管できる超低温冷凍庫が設置され、常時施錠したり、温度を測定するなど厳重な管理を行います。高浜豊田病院には、診療所ごとのワクチン必要数を超低温冷凍庫から取り出し、保冷ボックスへ移しかえる週2回の払い出し作業とともに、県から配送されるワクチンの受入れなどを行っていただきます。また、万一の事態に備え、自家用発電機につなげて管理していただきます。このような管理業務をお願いしてまいります。

○議長（杉浦辰夫） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。現在ファイザー社製のワクチンのみが薬事承認されていると思っておりますけれども、近々違うモデルナ社製とかのワクチンも承認されるとお聞きしております。これ、承認された後、同時に管理することになるのかちょっとその辺をお聞かせください。

○議長（杉浦辰夫） 健康推進グループ。

○健康推進G（内藤克己） 非常時のリスク回避のため、モデルナ社製ワクチンを保管する低温冷凍庫が今後いきいき広場と高浜豊田病院に1台ずつ設置される予定となっております、高浜豊田病院には、ファイザー社製ワクチンと同様に管理をお願いしていきます。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 補正予算書21ページにみんなでまちづくり事業というのがあるんですけれども、この具体的な内容についてもう少し具体的に説明してください。

○議長（杉浦辰夫） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） みんなでまちづくり事業、多文化共生コミュニティセンター運營業務委託等のところでよろしいかと思うんですが、今回我々日本人であれば生活の部分とかで困った際、市役所に相談するということがよくあるかなと思います。ただ外国籍の方はなかなか困っていても言葉が分からないとどこに相談したらいいかそもそも分からないとか、手紙が来ても分からない、字が読めても書いてある内容が分からない、まだそういった言葉の壁はまだ高く、行政から情報を発信してもなかなか外国籍の方には届かないという部分があると認識しております。そうした課題を解決していくために我々日本人が市役所に相談するようなそういった受け付ける窓口いわゆる相談や手続の仕方などワンストップ窓口というものを今回設置をしていきたいなど、それが多文化共生コミュニティセンターというような名称で考えておりますが、そういったワンストップ窓口を整備する、それで併せて行政からの情報も積極的にそこを通じて発信をしていくといったような予定をしております。また、そうした取組を通じてコミュニティセンターが外国人同士であったり、日本人と外国人、また多文化ですので、高齢者から子供までそういった多文化共生の交流の場につながっていけばというようなことで整備をしてまいりたいと考えております。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） もう少し具体的にお聞きしますけれども、青木町のところの空き店舗を利用するという事は主要新規のほう書いてあるんですけれども、場所的にはどの辺になるのかちょっと教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 場所的には、青木町の地番で言いますと四丁目5番地26ということで、青木町、ここの市役所から南に下りていったところに八百屋さんがあると思うんですけれども、その隣の旧洋服店をやっていたところの建物の1階部分になります。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） 補正予算書22ページ、23ページをお願いいたします。

交付金についてであります、感染予防対策支援交付金についてであります。こちら感染予防を行いながら個別接種を実施する診療所に交付するものと理解しております。

そこで1点お聞きいたしますが、一月当たりこの交付金額を医療診療所10万円、それから病院60万円とした理由についてお聞かせください。

○議長（杉浦辰夫） 健康推進グループ。

○健康推進G（内藤克己） 昨年度新型コロナウイルス感染拡大防止等支援補助金として感染予防対策を実施していただけるよう診療所に対して10万円、病院に対しては60万円を補助させてい

ただきました。今回の感染予防対策支援交付金の交付額についても、その金額と同額とさせていただきます。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） では、ちょっとまず歳入からお聞かせください。

14款2項1目総務費国庫補助金についてお聞きします。

こちらの新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金についてお聞きします。

こちらの交付金につきましては、国の3次補正からの交付金という理解でよろしかったでしょうかということと、そうであれば今回高浜市として国の3次補正の交付金額の総額を教えてください。

それから、地方創生臨時交付金に今回充当したのにつきましては、支出の説明欄では分かりにくいので、どの事業になるのかまず教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 今回の地方創生臨時交付金が国の第3次補正のものかというところですが、議員おっしゃるとおりでございます。国から示されております交付限度額につきましては、1億1,308万4,000円が交付限度額として示されてございます。

また、今回こちらの臨時交付金を充当している事業、対象事業でございますが、予算書で言いますと予算書の20ページ、21ページの新型コロナウイルス感染症対策支援交付金320万円、その下の新型コロナウイルス感染防止対策費補助金200万円、新型コロナウイルス感染防止対策費補助金40万円、続いて23ページの一番上、新型コロナウイルス感染症対策推進事業の中の感染予防対策支援交付金1,260万円、最後にその下7款ですが、新型コロナウイルス感染症対策企業支援事業、消耗品、通信運搬費にそれぞれ合わせて327万5,000円というのが今回の臨時交付金を活用したものとなっております。

○議長（杉浦辰夫） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） ありがとうございます。

続きまして、支出のほうをお聞かせ願います。

2款1項3目市民活動支援費についてお聞きします。

コミュニティ助成事業補助金、これ毎年幾ら市に助成金としておりてきているかということと今回高取地区の草刈機を購入することになった理由もお聞かせください。

また、コミュニティ助成金ということは、ほかにどんな団体が対象となっているのかについてもお聞かせください。

あともしほかにどんな団体かということと、対象となるものがあれば今後まち協以外の団体も対象にしないかどうかもお聞かせください。

以上です。

○議長（杉浦辰夫） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） コミュニティ助成金でございますが、ほぼ毎年申請をし、交付をいただいておりますが、ちなみに昨年度であれば交付として100万円交付をいただいております。その前の年の平成31年度では140万円、平成30年度では110万円、平成29年度では100万円といったような形で交付をいただいて、それぞれコミュニティ組織の備品の整備、活動備品の整備に充てているというようなところがございます。

今回高取まちづくり協議会さんの中の草刈機というものにこの補助金を充てていくというような形になっておりますが、こちらにつきましては、例年まちづくり協議会サミットというまちづくり協議会の会長や事務局長さんが集まる会議が数回あるんですけれども、その中でこういった助成金、もしよろしければ活用をすることがあればおっしゃってくださいというような形で投げかけをさせていただいております。それを各まち協さんの中の会議に持ち帰っていただいて、構成団体等意見を吸い上げていただく中で、今回高取まちづくり協議会さんから、あちらのまち協さんについては、稗田川をすごい大切に地域資源としてきれいに活用していきたいというような形でずっと事業をしております。そういった中で、景観の維持管理というようなところで草刈機というものが必要であるというようなことがありました。逆に他のまち協さんからは今回必要なものはないので、高取まち協さんで使ってもらえばいいんじゃないかというような御意見ありましたので、そういった経緯から今回申請をしたところ、交付決定をいただきましたので、この補正予算に計上をしているというところになります。

対象の団体でございますが、コミュニティ助成金の交付要綱に記載してあるものを見ますと、助成対象としては市、実施主体としては市または市が認めるコミュニティ組織というふうになってございます。コミュニティ組織というものは自治会、町内会、自主防災組織等の地域に密着して活動する団体というようなことが書かれております。実際の事例とかもホームページを見ると載っておりますが、いろいろ町内会だったり、本市と同様まちづくり協議会というようなところも複数活用をされているという事例が載っております。

今後そういったほかの団体に呼びかけていくのかというところでございますが、町内会さん等とも必要な備品等あるかと思えます。ただ高浜市につきましては、そういった1団体が団体での所有ということではなく、地域の所有物としてよりいろいろな団体が使いやすいようにということでまちづくり協議会さんであれば構成団体として様々な団体が加入をされております。まちづくり協議会さんであれば1団体ではなく、その構成する団体みんなが使えるものとなってくるかなと思えますので、そういった形でまちづくり協議会を中心にお声がけをしたいと思っておりますが、そういった構成団体の声というものをしっかり聞いていただけるというような視点は再度お願いをしていきたいと考えております。

○議長（杉浦辰夫） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） ありがとうございます。この補助金の助成金として下りてきている金額を先ほどお答えいただいたんですけども、ちなみに今回150万円ということなんですけれども、最大限補助金として使える金額が幾らだったのかということをお伝えいただきたいのと、引き続き2款1項12目の企画費についてお伺いします。

外国人受入環境整備交付金ということで、国庫支出金として626万6,000円が財源になると書かれているんですけども、こちらやはり外国人の方、高浜市非常に多いですし、今後も増えるのではないかとということで、今後も大変必要な事業になってくると思うんですが、来年度以降もこうした補助金があるということで理解していいのかということと、先ほど青木町にある空き店舗ということでお伝えいただいているんですけども、なぜその場所になったのかというところがちょっと疑問視しているところと公共施設の空いているところを利用するという考えはなかったのか、お聞きしたいと思います。

あと 트레이ディングケアさんが今まで多文化事業に関わってきたところだと思うんですが、今後こちらの事業とはどのような関係になるのか教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） コミュニティ助成金のまず上限ということですが、今回一般コミュニティ助成というように枠で申請をしております。一般コミュニティ助成の申請の最大限の助成額については250万円というような助成額になってございます。

続きまして、みんなでまちづくり事業の多文化共生コミュニティセンターの部分でございますが、補助金の部分については、来年度も引き続きあるというような形で想定をしていきたいと考えてございます。

また、なぜこの場所なのかというようなところでございますが、実際市内の公共施設やこれまでの日本語教室、日本語勉強会をやっておりました市役所の会議棟とか、いきいき広場の集会施設のように空いている会議室なりを使うというようなことも実際想定をしていろいろ検討してまいりました。そうした中で、先ほどお名前出ましたが、トレーディングケアさんと実際こういったものをやろうとした場合にどういったところがいいのかな、どういったところを気をつけないといけないのかなというようなところの御相談もさせていただく中で、やはり分かりやすい場所というようなところがございました。そういったところでいろいろもう少し公共施設という部分以外にも視野を広げて市内のところを見渡したときに空き店舗というところで、そういったような活用事例にもなってもいいんじゃないかというようなところでいろいろ探した中で、今回の青木町地内にある店舗の1階を活用してはどうかというところで話を進めてきて、今回補正予算の計上に至ったというような部分でございます。

また、トレーディングケアさんとの関係なんですけど、トレーディングケアとは令和2年3月27

日に多文化共生社会の推進に向けた連携協定を締結しておりまして、現在も初期日本語教室では多文化子育てサロンを受託いただいて実際に開催をしていただいております。先ほども言いましたように今回の補正予算計上、実際こういったセンターの整備に向けてはいろいろなアドバイスもいただいております。そういった 트레이ディングケアとは連携協定の中で、実際お互いの知的人的物的資源を活用し、多文化共生の取組全般について連携協定をしていくとしております。そのため今回多文化共生コミュニティセンターで実際4月にピンポイントで借りて日本語教室をその場で1回やってみたりとかして非常にいいのではないかなというようなそういったアドバイスもいただいております。できれば今後もこの運営も含めて、トレーディングケアとは多文化共生について連携していきたいと考えてございます。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） ちょっと青木町の先ほど空き店舗どこなのかというところでお話があったかと思うんですけども、ちょっと私があそこまだ視察に行っていないから分かりませんが、ちょっとやはり駐車場とかがあるのかなというところで心配はしております。なので例えば旧大山会館ですね、ああいう空いているところを利用するというのももし今後人が増えたとかいろいろあった場合にそういうこともひとつお考えいただけるといいのかなと思います。

引き続き3款1項7目の新型コロナウイルス感染症対策交付事業についてお聞きしております。先ほどちょっとほかの議員から通所施設のみということでお話があったんですけども、これ介護障がい福祉サービスの継続と院内感染の予防ということなんですけれども、充当だけで内容が細かく決まっているのですか。もし決まっていればちょっと教えていただきたいんですけども、決まっていなければちょっとどんなことに利用できるのかということとこれに関して実績報告書の提出は求めないのかお聞きします。

○議長（杉浦辰夫） 介護障がいグループ。

当局にお願いします。答弁は簡潔にお願いいたします。

○介護障がいG（野口恒夫） それでは、お答えさせていただきます。

何に使ってもいいのかという御質問です。当然新型コロナ感染症の対策に資するもの、例えば消毒物品の購入だとか、事業主が実施した職員の健康管理、感染対策に対する費用に対しての交付金ですので、そういったものに使っていただきたいと思っております。

あと何に使ったか確認ですか、質問をいただいたと思います。

○議長（杉浦辰夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） 今回交付金ですので、実施報告は求めません。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈）　ということはちょっと先ほどの議員のお答えにちょっとお答えいただいているんですけども、であればちょっと私は何で通所施設を除くというふうになったのかなと思って、通所施設もそういうところも入れていただけたらなと思っていたんですけども、その辺もしお考えがあればお聞かせいただきたいのと、引き続き3款2項2目及び3目の保育園管理運営事業、児童センター事業についてお聞きします。

こちら対象が保育園、認定こども園、児童センターとなっておりますが、放課後デイサービスとか学童が対象にならないということになるのでしょうか。もしならないのであれば理由をお聞かせいただきたいということと備品としてどのようなものを想定しているのかをお答えください。

○議長（杉浦辰夫）　倉田議員に申し上げます。

まだほかに質疑があればまとめてお願いしたいと思います。

倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈）　では、まとめてお伝えします。

4款1項1目新型コロナウイルス感染症対策推進事業の超低温冷凍庫等管理業務委託料についてお聞きします。

この契約が主要新規を見ますと、令和3年12月までとなっておりますが、それまでに希望する市民に対してワクチン接種が完了するという予定であるのかどうかというところをお聞きします。

引き続き新型コロナウイルス感染症対策推進事業感染症予防対策支援交付金についてお聞きします。

ワクチン接種を実施する医療機関に対する交付金ということで、以前も出したお金と同じだよということなんですけれども、これ1か月当たり診療所が10万円、病院が60万円ということで、非常に差があるのですが、この金額にした根拠、やはりちょっと同額にできなかったのかなというところがございますので、特にワクチン接種というのは接種後その場にアナフィラキシー反応とか出ないかどうかということで、様子を見る場所も必要となりますので、なかなか小さい診療所とかについては負担も大きいと思うんです。そういう意味もございまして、ちょっと同額にできなかったというところと差があるというところの根拠についてお教えてください。

それから、7款1項2目の新型コロナウイルス感染症対策支援事業についてお聞きします。

市民がお店を例えば飲食店に行きましたといったときに中に入ってから感染症対策があまりされてないなということで、お店をそこから出るというのはなかなか難しいと思うんです。なのでやはり今回二酸化炭素測定器を設置したお店には、お店の外に何か設置していますよということを示すようなものを貼っていただけると市民が少しでも安心してお店を利用できると思うんですけども、そのあたりいかがお考えなのかお聞かせください。

とりあえず以上です。

○議長（杉浦辰夫）　介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 先ほどなぜ入所施設だけなのかという御質問をいただきました。先ほど他の議員で答弁させていただいた内容と重複するところがありますけれども、交付金の対象とした理由は、施設入所者という方は重症化リスクが高い方が多く、24時間体制でサービス提供を行う必要から、より一層の感染予防対策が必要であるとしまして交付金の対象を入所施設としたものでございます。

○議長（杉浦辰夫） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） まず対象となる施設の選定の部分ですけれども、昨年度児童クラブ、保育園、一時保育と国の補助金を活用しまして1施設一律50万円という枠の中で各施設がこのコロナ対策をしていただいております。しかしながら、昨今の変異型のまん延ですとか、そういったさらなる感染防止対策をしていく上で、一律50万円であったものに対してやはり規模が大きい保育所等につきましては、さらに備品等を整備しまして、全体をカバーする必要があるという部分もありますので、その部分に児童クラブ分も当然同じ施設なので入ってきますけれども、ですとかあと保育園等に施設が大きい部分につきましては、さらなる備品をそろえてもらうように今回補助をいたすものでございます。

また、その備品の内容につきましては、例えば空気清浄機ですとか、また空気を室内で除菌するようなそういったものができる可能となる機械ですとか、そういったものをそれなりにやはりそういうものは費用がかかりますので、そういったものに充ててもらえばと考えております。

以上です。

○議長（杉浦辰夫） 健康推進グループ。

○健康推進G（内藤克己） まず超低温冷凍庫等管理業務委託の委託期間が12月までになっているという御質問ですが、こちらにつきましては一般接種を含めまして12月までの終了を目指したいと考えているため、12月までの委託期間としております。

それから、交付金につきまして同額とした理由ということですが、先ほども答弁させていただきましたが、昨年度の補助金の基準を一つの基準として今年度も額を決めております。

それから、病院がなぜ違うのかということですが、病院におきましては御存じのとおり入院患者を受入れながら接種を行っていただくこととなります。入院患者にクラスターが発生するようなことがあれば、外来で行うワクチン接種もとまってしまうことになってしまいます。病院全体で感染予防を行っていただく必要があるということから、今回の助成額とさせていただきます。

○議長（杉浦辰夫） 経済環境グループ。

○経済環境G（東條光穂） 二酸化炭素濃度測定器を設置した飲食店に対して表示ステッカー等を貼れないかということでしたけれども、愛知県が実施しております安心安全宣言店舗に対してステッカー等の表示をするようにもなっております。こちらのほう既に貼られている店舗も数多

くあります。いまだ貼っていない店舗に対しては、手を挙げていただくように促していきまして、個別でステッカーなど表示することは考えておりません。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） まず歳出の2款1項2目文書管理費についてお願いします。

この訴訟の原告の主張についてちょっと詳細に詳しく説明をお願いしたいと思います。それから、裁判所の判断についても教えてください。それから、委託料の積算根拠についても教えてくださいと思います。

それから、今出ている新型コロナウイルスの感染症の対策でいろいろ交付金が出るんですが、3款2項2目のところで幼稚園が入ってないんですが、これ幼稚園はどのようになっているのか教えてください。

それから、感染予防感染予防というのはあちこちに出ているんですが、ワクチンは感染を予防するでなくてかかった場合に軽くなるというふうに聞いているんですが、それは間違っているんでしょうか教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 行政グループ。

○行政G（板倉宏幸） 今回の215万6,000円の積算の根拠について御説明させていただきます。

旧日本弁護士連合会の報酬等の基準の報酬の計算方法を参考に積算をさせていただいております。報酬金は、委任事務処理により確保した経済的利益の額を基準に報酬を算定するものと、ただ経済的利益の算定が不能な場合は800万円とされております。住民訴訟におきましては、経済的利益については、算定が不能ということで800万円が適用されます。経済的利益の額が300万円から3,000万円の場合は、その額800万円の10%に18万円を加えた額に消費税を加えた額になることから、1件に当たり107万8,000円となります。

本件におきましては、中央公民館の取壊しに係る商工会の物件移転補償費及びエコハウスの改修費の訴訟及び中央公民館取壊しに係る商工会館部分の解体費の違法性が争われておりますので、その2件分の報酬額の合計が215万6,000円となります。

○議長（杉浦辰夫） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 今回のところコロナウイルス感染防止対策の幼稚園の部分というところでございますけれども、公立幼稚園2園につきましては、昨年度末の地域創生交付金の活用の中で、オゾン発生機等の機械を購入をさせていただきまして、先行的にこちらのほうには手当てをさせていただいております。よろしくをお願いします。

○議長（杉浦辰夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） ワクチンの目的ということで、本人からすればうつらない、重症化しないということですし、他人に対しては感染させない、感染拡大の防止、これがワクチンの意義

であります。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

6番、柴田耕一議員。

○6番（柴田耕一） 1点だけお伺いします。

主要新規事業のナンバー4番で先ほど高浜豊田病院といきいき広場に3万体的分のワクチンをと
いう話があったんですけれども、それは2回分なのか1回分なのか、そこら辺のことで例えば4
万9,000人人口があるということなんですけれども、そこら辺で今までのインフルエンザワクチ
ンですか、そこら辺の率を計算されて3万体的分のワクチンを確保されておるのか、そこら辺をち
よっとお聞きしたいです。

○議長（杉浦辰夫） 健康推進グループ。

○健康推進G（内藤克己） 先ほど超低温冷凍庫の保管機能のといいますが、何万回分と申し上
げましたが、こちらは最大収容できる保管量が高浜豊田病院、いきいき広場それぞれ違っている
ということでございます。ですから、3万回分のワクチンが常に入っているということではござ
いませぬ。

それから、インフルエンザの状況ということでございますが、令和2年度の高齢者向けのイン
フルエンザの接種率は約72%となっております。

○議長（杉浦辰夫） 行政グループ。

○行政G（板倉宏幸） 先ほどの15番議員からの質疑に対して答弁漏れがございましたので、御
説明させていただきます。

先ほど裁判原告の主張と裁判所の判断とございましたが、主たる争点とそれに対する裁判所の
判断として4つございました。1つは商工会移転補償契約が無効か否か、2点目が入居者3団体の
移転補償契約が無効か否か、また各支出命令につきエコハウスの関係で義務違反があったか否
か、また解体費用につき商工会に対して不当利息返還請求権を有するか否かの4点でございます。
いずれも原告の求める主張については理由がないということで、地方裁判所のほうで判決がござ
いまして、高等裁判所の判断もそれに準じたものになります。最終的な最高裁判所でございます
が、決定の調書としまして、上告審としては受理しないということで決定がございましたので、
確定をしたというふうに判断しております。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 今の説明ですが、商工会が旧商工会に対してかかった金額などについて
は今説明できませんか。できたらお願いしたいんですが。

○議長（杉浦辰夫） 経済環境グループ。

○経済環境G（東條光穂） 中央公民館取壊しに伴う移転補償費ですけれども、市が移転補償費

として支払った金額としましては、商工会に対して5,043万302円、高浜ライオンズクラブに対して60万9,547円、高浜青年会議所に対しては205万9,146円、愛知県コンクリート製品協同組合西三河支部に47万548円の移転補償費を支払っております。そのほか支出としましては、高浜エコハウスの改修費用として1,198万8,000円の支払いをしております。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第32号 令和3年度高浜市一般会計補正予算（第2回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

○議長（杉浦辰夫） 日程第5 議案第33号 高浜市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

11番、北川広人議員。

〔11番 北川広人 登壇〕

○11番（北川広人） 御指名をいただきましたので、議案第33号 高浜市議会会議規則の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書及び新旧対照表を併せて御覧いただきますようお願いをいたします。

本案は、標準市議会会議規則の一部改正に伴い、本会議や委員会の欠席理由として、育児、看護、介護等を明文化し、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備及び市議会に対する請願に係る署名押印の見直しを行うものであります。

具体的な内容ですが、第2条及び第82条中、「出産その他の事項」を「育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、それぞれ出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経

過する日までの範囲においてその期間を明らかにしてあらかじめ議長に欠席届を提出することで
きるを加える改正を行うものであります。

また、第130条第1項中、「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の
氏名）」を「及び請願者の住所」に、「押印」を「署名又は記名押印」に改める等の改正を行う
ものでございます。

なお、附則においてこの規則は、公布の日から施行することとしております。

説明は以上であります。全議員の御賛同をいただきますようよろしくお願いいたします。

[11番 北川広人 降壇]

○議長（杉浦辰夫） これより質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（杉浦辰夫） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

[発言する者なし]

賛成討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（杉浦辰夫） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第33号 高浜市議会会議規則の一部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起
立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議長（杉浦辰夫） 日程第6 報告第5号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告説明を求めます。

副市長。

○副市長（神谷坂敏） それでは、報告第5号 専決処分の報告につきまして御説明申し上げま
す。

報告第5号の2枚目をお願いいたします。

報告第5号は、市道の陥没に伴う物損事故による損害賠償額の決定に関し、地方自治法第180
条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定により御報告を
いたすものでございます。

(3) 事故の概要でございますが、令和3年3月23日に呉竹町二丁目1番23地先において市道

に埋設されていた雨水排水管が経年劣化のため破損したことに起因し、道路陥没が発生したことにより、走行中の生コン車の後部左車輪が巻き込まれ、走行不能となったものであります。

本事故に係る損害賠償の額を（１）のとおり31万6,250円に決定いたしましたものであります。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） ただいまの報告第5号は、報告事項ですので、御了承願います。

暫時休憩いたします。

再開は午後1時。

午前11時56分休憩

午後1時0分再開

〔議長 除斥〕

○副議長（柳沢英希） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま杉浦辰夫議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議長の辞職の件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（柳沢英希） 御異議なしと認めます。よって、議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

辞職願を事務局長より朗読させていただきます。

事務局長。

○議会事務局長（竹内正夫） それでは、朗読させていただきます。

辞職願 今般、一身上の都合により議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願いいたします。

令和3年5月20日 杉浦辰夫。

高浜市議会副議長 柳沢英希殿。

○副議長（柳沢英希） お諮りいたします。

杉浦辰夫議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（柳沢英希） 御異議なしと認めます。よって、杉浦辰夫議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

〔議長 除斥解除〕

○副議長（柳沢英希） ここで杉浦辰夫議員から御挨拶をお願いいたします。

10番、杉浦辰夫議員。

[10番 杉浦辰夫 登壇]

○10番（杉浦辰夫） 皆さん、こんにちは。

副議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶をさせていただきます。

昨年5月の臨時会におきまして多くの議員の皆様への御推挙を賜り、議長という要職をこの1年大過なくその要職を務めることができたのは、ひとえに議員の皆様方、そして吉岡市長をはじめ職員の皆様、中でも議会事務局の協力とお支えによるものと心から感謝を申し上げます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染の初めての陽性者が国内で確認されたのが1月中旬であり、現在令和3年には変異ウイルスにより感染急拡大となるまさにコロナ禍において二度目となる議長でありました。議長として各議長会、市内において行われる各団体での事業への参加などほとんどが中止、または書面会議でありました。

令和3年度は、高浜市では8月に市長選挙があり、令和4年度に第7次高浜市総合計画がスタートの予定でありましたが、コロナの影響で今年度から策定となります。

最後になりますが、私も一議員として務めてまいりますので、引き続き御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、申し上げさせていただきます。議長辞任の挨拶とさせていただきます。1年間ありがとうございました。

[10番 杉浦辰夫 降壇]

○副議長（柳沢英希） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（柳沢英希） 御異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

○副議長（柳沢英希） これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により、投票によることにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（柳沢英希） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は投票によることと決定いたしました。

これより議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（柳沢英希） ただいまの出席議員数は16人であります。
投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（柳沢英希） 投票用紙の配付漏れはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（柳沢英希） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

〔投票箱の点検〕

○副議長（柳沢英希） 異状なしと認めます。
念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、
点呼に応じて順次投票を願います。

なお、もし得票数が同数の場合は、抽せんによって決定したいと思いますが、これに異議ござ
いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（柳沢英希） 御異議なしと認めます。
それでは、御記入願います。
それでは、点呼を命じます。

〔事務局長 点呼・投票〕

○議会事務局長（竹内正夫） それでは、議席番号順に点呼を行います。
1番、荒川義孝議員、2番、神谷直子議員、3番、杉浦康憲議員、4番、神谷利盛議員、5番、
岡田公作議員、6番、柴田耕一議員、7番、長谷川広昌議員、8番、黒川美克議員、9番、柳沢
英希議員、10番、杉浦辰夫議員、11番、北川広人議員、12番、鈴木勝彦議員、13番、今原ゆかり
議員、14番、小嶋克文議員、15番、内藤とし子議員、16番、倉田利奈議員。

○副議長（柳沢英希） 投票漏れはございませんか。
〔発言する者なし〕

○副議長（柳沢英希） 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
これより議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖 解除〕

○副議長（柳沢英希） 開票を行います。
会議規則第30条第2項の規定により、立会人に2番、神谷直子議員、14番、小嶋克文議員を指

名いたします。よって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○副議長（柳沢英希） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票16票、無効投票0票。

有効投票中、柳沢英希議員14票、内藤とし子議員1票、倉田利奈議員1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、私、柳沢英希が議長に当選をいたしました。

議長に当選しましたので、僭越ではありますが、御挨拶をさせていただきたいと思っております。

○新議長（柳沢英希） 発言の機会をいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

先ほどは、多くの議員の方々より御推挙賜り、高浜市議会の議長に選任をいただきましたこと、身に余る光栄であり、深く感謝を申し上げます。

議長とはいえ、市民の方々から負託いただきました高浜市議会の一議員であり、また人生経験においては若輩であります。しっかりと市民の負託に応える議会であり続けられるよう今後とも議員の皆様方には御指導を賜りながら、公平かつ円滑な議会運営、そして議会の権能を十分に生かせるよう私自身もさらなる研さんに励み、議長として誠心誠意努力をしてまいります。

そして、市の執行部の皆様方におかれましても、公平かつ円滑な議会運営のために多岐にわたり御協力いただけますようよろしくお願い申し上げます、就任の御挨拶とさせていただきます。

○議長（柳沢英希） ただいま副議長であった私が議長に就任しましたので、自動的に副議長の職を失い、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希） 御異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

○議長（柳沢英希） これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により投票によることにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は投票によることに決定いたしました。

これより議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（柳沢英希） ただいまの出席議員数は16人であります。
投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（柳沢英希） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（柳沢英希） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

〔投票箱の点検〕

○議長（柳沢英希） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、もし得票数が同数の場合は抽せんによって決定いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希） 御異議なしと認めます。
それでは御記入願います。
点呼を命じます。

〔事務局長 点呼・投票〕

○議会事務局長（竹内正夫） それでは、議席番号順に点呼を行います。

1番、荒川義孝議員、2番、神谷直子議員、3番、杉浦康憲議員、4番、神谷利盛議員、5番、岡田公作議員、6番、柴田耕一議員、7番、長谷川広昌議員、8番、黒川美克議員、9番、柳沢英希議員、10番、杉浦辰夫議員、11番、北川広人議員、12番、鈴木勝彦議員、13番、今原ゆかり議員、14番、小嶋克文議員、15番、内藤とし子議員、16番、倉田利奈議員。

○議長（柳沢英希） 投票漏れはございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（柳沢英希） 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
これより議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖 解除〕

○議長（柳沢英希） 開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に6番、柴田耕一議員、12番、鈴木勝彦議員を指名いたします。よって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（柳沢英希） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票16票、無効投票0票。

有効投票中、杉浦康憲議員14票、内藤とし子議員2票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、杉浦康憲議員が副議長に当選をいたしました。

ただいま副議長に当選されました杉浦康憲議員が議場におみえになりますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による当選の告知をさせていただきます。

副議長に当選されました杉浦康憲議員より御挨拶がありますので、御登壇のほどよろしく願います。

3番、杉浦康憲議員。

〔3番 杉浦康憲 登壇〕

○3番（杉浦康憲） 発言の機会をいただきましたので、一言御挨拶申し上げます。

ただいま議員の皆様の御推挙いただき、副議長という大役をいただきました。ありがとうございます。

平時はもとより現在コロナ禍ということですので、我々議会に求められる責任も大きなものだと感じております。議長をしっかりサポートして速やかな議会運営を務めていきますので、皆様の御指導、御鞭撻よろしく願います。

〔3番 杉浦康憲 降壇〕

○議長（柳沢英希） 日程第7 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希） 御異議なしと認め、よって、議長において指名することに決定をいたしま

した。

総務建設委員会委員に、神谷直子議員、杉浦康憲議員、神谷利盛議員、岡田公作議員、柴田耕一議員、黒川美克議員、鈴木勝彦議員、小嶋克文議員、以上8名を、福祉文教委員会委員に、荒川義孝議員、長谷川広昌議員、杉浦辰夫議員、北川広人議員、今原ゆかり議員、内藤とし子議員、倉田利奈議員、そして私、柳沢英希、以上8名をもってそれぞれ指名をさせていただきます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり各常任委員会の委員に選任することに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

休憩中に各常任委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

再開は13時40分。

午後1時30分休憩

午後1時50分再開

○議長（柳沢英希） 予定より早いですけれども、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまそれぞれの常任委員会において正副委員長の互選がされましたので、その結果を報告申し上げます。

総務建設委員長、神谷直子議員、同じく副委員長、岡田公作議員。

福祉文教委員長、長谷川広昌議員、同じく副委員長、荒川義孝議員。

以上であります。

○議長（柳沢英希） 日程第8 議会運営委員会の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により議長より御指名申し上げて異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

議会運営委員会に神谷直子議員、黒川美克議員、杉浦辰夫議員、鈴木勝彦議員、今原ゆかり議員、内藤とし子議員、以上6名を指名いたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしましたとおり議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

再開は14時2分。

午後1時51分休憩

午後1時57分再開

○議長（柳沢英希） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議会運営委員会において正副委員長の互選がされましたので、その結果の御報告をさせていただきます。

議会運営委員長に杉浦辰夫議員、同じく副委員長に神谷直子議員であります。

○議長（柳沢英希） 日程第9 議会改革特別委員会の委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会改革特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議長より御指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

議会改革特別委員会委員に、荒川義孝議員、神谷直子議員、神谷利盛議員、岡田公作議員、柴田耕一議員、長谷川広昌議員、黒川美克議員、杉浦辰夫議員、北川広人議員、鈴木勝彦議員、今原ゆかり議員、小嶋克文議員、内藤とし子議員、倉田利奈議員、以上14名を指名いたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしましたとおり議会改革特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩中に議会改革特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

再開は14時10分。

午後1時58分休憩

午後2時4分再開

○議長（柳沢英希） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議会改革特別委員会において正副委員長の互選がされましたので、その結果の報告を申し上げます。

議会改革特別委員長に北川広人議員、同じく副委員長に今原ゆかり議員であります。

○議長（柳沢英希） 日程第10 衣浦衛生組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

これより衣浦衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長から指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希） 御異議なしと認めます。よって、議長から指名することに決定をいたしました。

衣浦衛生組合議会議員に荒川義孝議員、柴田耕一議員、黒川美克議員、鈴木勝彦議員、倉田利奈議員、以上5名を指名いたします。

ただいま議長から指名したとおり当選人に定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました5名の議員が衣浦衛生組合議会議員に当選をされました。

ただいま当選されました5名の議員が議場にみえますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による当選の告知をいたします。

○議長（柳沢英希） 日程第11 衣浦東部広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

これより衣浦東部広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長から指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希） 御異議なしと認めます。よって、議長から指名することに決定いたしました。

衣浦東部広域連合議会議員に今原ゆかり議員、私、柳沢英希を指名いたします。

ただいま議長から指名したとおり当選人に定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました2名の議員が衣浦東部広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました2名の議員が議場にみえますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による当選の告知をいたします。

○議長（柳沢英希） 日程第12 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出事件についてを議題といたします。

議会運営委員長よりお手元に配付してありますとおり、

1つ、議会の運営に関する事項

1つ、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

1つ、議長の諮問に関する事項

以上の事項について会議規則第102条の規定により委員の任期まで閉会中も継続して調査を行いたい旨、議長に申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申出のとおりこれを委員の任期まで閉会中の継続調査申出事件とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳沢英希） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申出のとおり委員の任期まで閉会中の継続調査申出事件とすることに決定をいたしました。

○議長（柳沢英希） 以上をもって本臨時会に付議されました案件全部を議了いたしました。

市長挨拶。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 大変お疲れさまでございました。

令和3年第3回高浜市議会臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本臨時会に付議をされました議会の意思決定にかかわります案件につきましては、円滑に御決定をされ、私どものほうから提案をさせていただきました同意1件及び議案1件につきましても原案のとおり御同意、あるいは御可決を賜り、報告1件につきましてもお聞き取りを賜り、誠にありがとうございました。

この1年間、杉浦辰夫議長、柳沢英希副議長の下、正副常任委員会の委員長の皆様をはじめそれぞれの御立場で議会活動、議員活動に御尽力を賜りますとともに、私どもに対しましても御指導、御助言をいただきましたことを厚く御礼を申し上げます。

本日は、議長に柳沢英希議員、副議長に杉浦康憲議員が決定をされましたのはじめ新しい役職の皆様が決定をされました。新たな陣容による議会活動のさらなる伸展と御活躍を御祈念申し上げますとともに、市政推進に一層の御指導、御協力を賜りますことをお願いを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（柳沢英希） これをもって令和3年第3回高浜市議会臨時会を閉会いたします。

本日は議員各位の慎重なる御審議をいただきましたことに厚く御礼を申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

午後2時10分閉会
